

福島県私立高等学校入学試験日等に関する申し合わせ事項

令和8年1月1日施行
福島県私立中学高等学校協会

福島県私立高等学校における入学試験日及び生徒募集については、各校とも下記の申し合わせ事項を遵守すること。

記

- 1 福島県私立高等学校における翌年度入学者に係る推薦入試及び一般入試については、選抜試験実施の始期を当該年度の1月1日以降に実施すること。
- 2 早期の合否決定や入学許可候補者の招集等により、中学校最終学年の正常な教育活動に支障をきたさないように十分注意すること。また、入学予定者の説明会は、中学校の卒業式を避けて実施すること。
- 3 常に公立中学校と密に連絡を取り、信頼関係の維持に努めること。オープンスクールや入試相談の際には、事前選考や予約行為と誤解されることのないよう注意すること。
- 4 入学試験は、自校施設において実施することを基本とし、他都道府県への出張入試は自粛するものとする。ただし、やむを得ず実施する場合は、必ず他都道府県の入試申し合せ事項を厳守すること。
- 5 他都道府県からの広域通信制を含むすべての学校の出張入試については、当協会として自粛を強く要望する。万が一、実施される場合には、必ず本県の申し合せ事項を厳守すること。